

6年市長提出第23号議案

令和6年度

瀬戸市水道事業会計予算

令和6年度瀬戸市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度瀬戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 基 数	59,100 基	
(2) 年 間 総 給 水 量	14,200,000 m ³	
(3) 一 日 平 均 給 水 量	38,904 m ³	
(4) 主 要 な 建 設 事 業	建 設 改 良 事 業	1,043,705 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,705,692 千円
第1項 営 業 収 益	2,073,149 千円
第2項 営 業 外 収 益	632,540 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 水道事業費用	2,557,777 千円
第1項 営 業 費 用	2,503,475 千円
第2項 営 業 外 費 用	51,298 千円
第3項 特 別 損 失	4 千円
第4項 予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,014,717千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 71,705千円、過年度分損益勘定留保資金 943,012千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	209,112 千円
第1項 負 担 金	209,111 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,223,829 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,043,705 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	75,124 千円
第3項 投 資	100,000 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	針原配水場更新事業	千円 250,000	令和6年度	千円 0
				令和7年度	250,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
白 坂 町 地 内 老 朽 管 布 設 替 工 事	令 和 7 年 度	千円 19,000
広 之 田 線 外 老 朽 管 布 設 替 工 事	令 和 7 年 度	147,000
瀬 戸 新 居 線 外 老 朽 管 布 設 替 工 事	令 和 7 年 度	64,000
公営企業会計システム構築	令 和 7 年 度	12,000

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第9条以外の予定額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 235,264千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金等の減免及び減免に要する経費のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、268,635千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、22,832千円と定める。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之